



平成29年度 加東市地籍調査事務支援システム貸借

実施設計書

物品番号 加ま地第 43 号

納入場所 加東市 社 地内 加東市役所地域整備課

平成29年度 加東市地籍調査事務支援システム貸借に係る仕様書

1 概要

本件は、加東市地域整備課に導入する地籍調査事務支援システムに係る貸借契約を行うものである。

2 対象物件名

地籍調査事務支援システム 一式

※別紙「システム仕様書」のとおり

3 対象物件価格

金 2,263,680 円 (消費税込)

4 リース期間

平成29年11月1日から平成34年10月31日まで(60箇月)

5 リース料金の支払い条件及び物品納入業者との契約

加東市からの支払いは、毎月末請求による翌月25日支払いとし、物品納入業者への支払いについては、受注者が物品納入業者と調整することとする。

6 その他

- ・リース期間終了後の物件は、加東市へ無償譲渡のこと。
- ・契約は、加東市とリース業者との2者間で行うものとする。
- ・契約保証金は免除する。

物品の詳細については下記連絡先に確認すること。

物件名	業者名	連絡先
地籍調査事務支援システム	日進測量株式会社	〒670-0953 兵庫県姫路市三条町1-31 姫路建設会館5階 日進測量(株)姫路営業所 担当：田上 TEL：079-225-5625

システム及び保守サポート仕様書

第1章 システム仕様書

(性能及び特徴)

- 1 本システムは、以下に示す性能及び機能を満たすものとし、かつ加東市が指示する下記パソコンにおいて正常に動作するものとする。

【システム基本機能】

- (1) 国土交通省が定める地籍調査作業規程準則および同運用基準に定める、地籍調査の取り決めに準じた事務処理ができること。また、国（国土交通省）、県、法務局から指導があれば、それに対応した事務処理ができること。その対応により仕様に変更が必要な場合も、保守契約内で修正ができること。
- (2) 地籍調査成果の認証請求及び認証の承認申請に係わる作成要領に基づいた書類作成ができること。
- (3) 法務局が必要とするデータ及び書類等の提出依頼に対応できる、データと書類の作成ができること。
- (4) システムはログインおよびパスワードによりセキュリティ管理を行う事ができること。
- (5) 一筆地調査データと、測量図面データがそれぞれ関係して運用できること。
- (6) 土地の所有者ごとに相続関係を容易に管理でき、相続関係説明図を印刷できること。

【事務処理機能】

固定資産情報等より一筆地調査（所有者、地目、地積等）に必要な項目を抜粋し、準備作業から地籍簿作成、認証事務、法務局送付までサポートする。

- (1) 固定資産税データから調査前の初期データを作成することができること。
- (2) 法務局から提供される要約書データを見やすい様式で表示、印刷でき、調査前データと比較できること。
- (3) 地番・所有者・連絡先人物等から目的の地番を検索できること。
- (4) 筆ごとに連絡先の人物を入力（複数可）でき、共有地の場合は共有者ごとに連絡先の人物を設定できること。
- (5) 所有者ごとに相続人を入力可能で、所有者と相続人の関係を分かりやすい図に表示・印刷できること。また、入力された相続人を該当する筆の連絡先の人物として自動的に指定できること。
- (6) 分筆、合筆、筆界未定等の異動項目について、一方に該当の異動項目を入力すれば、その対地番に対しての異動項目が自動的に入力できること。
- (7) 入力されている調査前情報、調査後情報、異動事項が適切か論理的なチェックができること。またチェックした結果については、画面で表示すると共に印刷が可能なこと。

- (8) 測量会社等からの測量データを取り込み、管理できる機能をもつこと。
- (9) 地籍調査作業規程準則に則した帳票を出力できること。
 - (ア) 調査前帳票出力
地籍調査票、地番一覧表、共有者氏名表、宛名シール、土地所有者名簿、所有者連絡先対応一覧表、個人別台帳、一筆地調査日程、地目別集計表、面積別集計表、各種通知書等
 - (イ) 調査後帳票出力
地籍調査票、調査結果閲覧表、共有者氏名表、地籍簿、異動項目別筆数調書、字界変更調書等、農地転用表
 - (ウ) 検査・認証用帳票出力
E 工程管理記録表、H 工程管理記録表、地目別面積変動表等調書、筆界未定理由書等

【地籍図機能】

- (1) SIMA 形式や地籍フォーマット 2000 形式のデータを、測量データとして取り込み、表示、編集、印刷ができること。
- (2) 測量データと一筆地調査データを突き合わせ、それぞれ対応しない筆がないか確認する機能を有すること。
- (3) 取り込んだ地図データは一筆地調査データと連動し、地図上の筆を指示することで、調査前・調査後の事務処理データが参照できること。
- (4) 地番・所有者・管理者等から目的の筆を検索できること。
- (5) 地籍調査成果に対して、分筆・合筆等異動修正ができること。
- (6) 図根点路線網が作成できること。
- (7) 地籍調査事業に必要な各種交点計算機能、各種トラバース計算機能、座標変換機能、面積按分機能等の測量計算機能を有すること。

【相続関係機能】

- (1) 被相続人と、その関係者（相続人含む）の入力を行う事で、自動的に相続関係説明図を作成、印刷できること。
- (2) 相続年月日により、旧民法または新民法に自動的に対応した処理ができること。
- (3) 作成した相続関係説明図の編集が簡単にできること。
- (4) 過去に作成した相続関係説明図の検索や、コピーなどができること。
- (5) 作成した相続関係説明図の相続人を、事務処理機能の連絡先人物として取り込む事ができること。

<地域整備課共用パソコン>

- ア OS Windows® 7 Professional (32bit)
- イ CPU インテル®Celeron® (2.20GHz)
- ウ メモリ 2.00GB

第2章 保守サポート

(要旨)

- 1 事務支援システムの運用管理にあたっては、加東市は善良な運用を心がけるとともに、乙は甲との保守契約に基づいて次のことについて対処するものとする。

(システムのバージョンアップ)

- 2 以下のバージョンアップについては、保守契約内にて無償で対応するものとする。
 1. 国（国土交通省）、県、法務局による仕様変更に対する修正
 2. 軽微なカスタマイズ（帳票様式の変更等）

(保守点検体制)

- 3 システムの保守点検について納入業者は、加東市との保守契約に基づき対応するものとする。

また、操作・技術・トラブルに対するサポートは電話、FAX、メール等により対応するものとする。尚、現地にて復旧作業等が必要な場合には、納入業者は速やかに甲を訪問して復旧するものとする。

(その他)

- 4 納入業者は、システムの運用にあたり甲の業務促進を円滑に図るため、加東市の相談に対して真摯な態度で対処するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

- 1 本システム導入整備の成果品は次のとおりとする。

1. 事務支援システム	一式
2. 上記システムの操作マニュアル	1部

(納入場所)

- 2 本システムの導入設置場所は次のとおりとする。

加東市役所 まち・農整備部 地域整備課